

京都府における

環境にやさしい農業推進のための技術指針

NO. 2

平成12年1月

京都府農林水産部

はじめに

近年、環境問題が重大な課題とされる中、農産物輸入量が増加するなど、消費者の農産物への安全・安心に対する要請は、年々高まってきています。また、農業や化学肥料の多用等による水生生物の減少、農業用水、河川等の富栄養化、地下水の汚染等、農業による環境負荷も明らかになってきています。

このような中で、平成11年7月に公布された『食料・農業・農村基本法』において、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農業及び肥料の適正な使用と家畜排せつ物等の有機質資源の有効利用を行う環境にやさしい農業が大きな柱と位置付けられ、この実現のために『持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律』、『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律』及び『肥料取締法の一部改正』のいわゆる環境三法が制定されました。

さらに、有機農産物の検査認証を制度化するためのJAS法改正、容器包装廃棄物のリサイクルを促進するための容器包装リサイクル法の制定など、環境にやさしい農業の推進のための条件整備が整いました。

一方、平成11年2月22日には硝酸性窒素等が環境基準健康項目に追加設定されるなど、過剰な化学肥料の施用等の環境負荷に対する監視体制も整いつつあります。

このように農業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、京都府における環境にやさしい農業を一層推進するため、平成7年に策定した『京都府における環境にやさしい農業推進のための技術指針』に加え、一層環境負荷に配慮した指針を作成することとしました。

本技術指針では、実証されてきた技術やデータに基づく農法を紹介し、『京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針』や『有機農産物及び特別栽培農産物に係るガイドライン（平成4年10月1日農産園芸局長等通達）』に対応する栽培方法を実行する際に有効に活用できるよう編集しました。

環境にやさしい農業の普及・定着を一層進めるため、生産者への技術指導等に有効に活用されるようお願いします。

平成12年1月

京都府農林水産部長 藤原敏之

京都府環境にやさしい農業推進のための技術指針 活用に当たっての留意事項

- 1 本技術指針は、「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通達）に準じる生産を実践する場合に必要な農法を示している。
- 2 本指針を活用する場合は、実践しようとする農地の土壌条件や気象条件、周辺農地の利用状況等を掌握の上、その土地に最もふさわしい農法を組み合わせて実践すること。
- 3 当該技術等については、現段階で試験研究機関等において、その効果が実証されているものを採用している。また、その他のものは、事例紹介として、記載している。
- 4 作物によっては、慣行農法に比べて収量、品質が落ちる場合があるため、付加価値を付けて販売する等、生産から流通まで一体となった指導が必要である。